

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-22)

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,144	1,181	1,096	1,440
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,144	1,181	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,067	1,107	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H16年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R元年度	×
		30	-	-	-	52	-	75	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		18都道府県	41	43	43	44	47	47	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H22年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		-	74	75	75	75	85	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	○
		国土の35%	77	80	86	89	94	100	
年度ごとの目標値		77	80	88	89	91			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p>
		<p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」により生物多様性国家戦略2012-2020について総合的な点検を行った結果を公表し、国家戦略全体としては、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標が達成したとは言えず、更なる努力が必要と評価された。また、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」により、日本の生物多様性・生態系サービスの現状に関して評価が行われ、これまでの取組により生物多様性の損失速度は緩和されているが、回復軌道には乗っておらず、今後の対策として、生態系の健全性の回復や、社会・経済活動への働きかけが重要であるとされた。 ・生物多様性地域戦略については、令和3年3月末時点で47都道府県が策定しており目標を達成している。 ・植生図の整備図面数は、令和2年度末時点で、国土の94%の整備が完了し、着実に成果をあげている。なお、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。 <p><生物多様性に関する国民への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府世論調査によれば、平成26年度の生物多様性の認知度は46%であったが、令和元年度には52%に上昇した。目標は達成しなかったが、20代までの若手世代の認知度は64%まで高まり、また84%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。 ・多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(事務局:環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの利用促進等を実施した。 ・事業者の民間参画を促進するため、平成29年12月に「生物多様性民間参画ガイドライン」を改定し、その普及啓発を実施するとともに、企業の生物多様性保全に関する優良な取組を取りまとめ、令和2年5月に「生物多様性民間参画事例集」及び「企業情報開示のグッドプラクティス集」を公表した。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)に係る情報に関して、国内連絡会を開催し、収集した情報等を専門家・他省庁等に共有するとともに、オンラインで開催したシンポジウム等を通じて一般市民に向け共有した。 ・第35回ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)総会(web開催)に参加し、サンゴ礁保全の取組に関する情報収集を行った。また、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を関係国と連携つつ進めた。 ・生物多様性条約第24回科学技術助言補助機関会合及び第3回条約実施補助機関会合の非公式会合に参加するとともに、ポスト2020生物多様性枠組策定に向けたピアレビュー等に参加することで交渉及び情報収集を行った。

(判断根拠)

評価結果	<p>施策の分析</p> <p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> ・「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」及び「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」により、今後取組を強化すべき国別目標が明確となったため、これらに対し重点的に対応し、愛知目標の達成を目指していく必要がある。 ・生物多様性地域戦略については、すべての都道府県で策定されたところであるが、今後策定予定の次期生物多様性国家戦略を踏まえた計画の改定が適切に行われるよう、引き続き専門家派遣など支援を行っていく必要がある。</p> <p><生物多様性に関する国民への普及啓発> ・様々な主体の連携による広報・普及啓発、自然とのふれあい体験の充実、民間企業による参画の推進等を通じて、生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。</p> <p><国際的枠組への参加> ・生物多様性条約関連会合に関しては、生物多様性の新たな世界目標(ポスト2020生物多様性枠組)に関する議論等がある。また、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等がある。これらの国際的議論・作業に引き続き積極的に参加する必要がある。 ・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 <生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> ・「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」及び「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」の評価から得られた課題や、今後議論が進むポスト2020生物多様性枠組及び次期国家戦略を踏まえて、新たな目標・施策の検討に取り組む。</p> <p><生物多様性に関する国民への普及> ・今後議論が進むポスト2020生物多様性枠組及び次期国家戦略を踏まえて、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、国民への普及啓発を強化する。</p> <p><国際的枠組への参加> ・2021年10月開催の生物多様性条約第15回締約国会議において採択が予定されているポスト2020生物多様性枠組については我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールの策定を求めていく。 ・IPBES作業計画2019-2030の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、引き続き生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に貢献する。</p> <p>【測定指標】 ・今後議論が進むポスト2020生物多様性枠組及び次期国家戦略を踏まえて、次期目標・指標の見直しを進める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・次期生物多様性国家戦略研究会を開催し、次期生物多様性国家戦略に盛り込むべき内容に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。</p> <p>・「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」の作成に当たって、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」を設置し、学識者の知見を活用した。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果
---------------------------	-------------------------------

担当部局名	自然環境局 自然環境計画課	作成責任者名	堀上勝(自然環境 計画課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	-------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-23)

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,714	2,751	2,745	2,723
	補正予算(b)	0	0	640	-	
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	2,714	2,751	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	2,560	2,459	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	自然再生基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)					

測定指標	自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	-
		25	25	25	26	26	26	33	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	毎年度	△
		-	4地区(80%)	5地区(71%)	10地区(91%)	8地区(89%)	5地区(71%)	100	
	年度ごとの目標値		5地区(100%)	7地区(100%)	11地区(100%)	9地区(100%)	7地区(100%)		
	三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-
458		2,850	2,770	2,830	集計中	-	6,994		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

<里地里山>

・「地域循環共生圏」の構築に向け、森・里・川・海の保全及び再生に取り組む10の実証地域においてフォローアップを行い「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」等の活動を支援した。
・戦略的な広報活動、民間企業との連携、自然体験プログラム等の開催等により、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成した。

<世界自然遺産>

・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。
・特に小笠原諸島については、外来種により遺産価値である陸産貝類等の影響が深刻化していることを受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を継続した。
・世界自然遺産新規登録を目指す奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、平成30年5月の諮問機関である国際自然保護連合からの延期勧告を踏まえ、一旦推薦を取り下げ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出し、令和元年10月の国際自然保護連合による現地調査等に対応した。登録の可否が審議される予定であった令和2年の世界遺産委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期。

<自然再生>

・自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、令和2年度末現在、全国で自然再生協議会が計26箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が48件策定された。

<地域支援>

・令和2年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は15団体であった。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、令和2年度末までに171件に対し経費の一部を交付した。

<国立・国定公園等>

・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。令和2年度については、7地区の見直しを計画し、厚岸霧多布昆布森国定公園の新規指定及び阿蘇くじゅう国立公園の公園区域拡張を含む5地区の見直し等を行った。
・自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施した。
・2019年4月に成立した自然環境保全法の一部を改正する法律に基づき、小笠原方面の沖合域に4地域、計22.7万km²の沖合海底自然環境保全地域を指定し、その一部について自然環境調査を行った。

評価結果

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)

評価結果	施策の分析	<p><里地里山> 各地域が地域循環共生圏構築に取り組む際に活用できるツールとして、実証地域の取組を踏まえて、地域循環共生圏の構築を進めていくために必要な取組の手法やプロセス、事例、課題解決のヒント、ワークシート等を取りまとめた「森里川海からはじめる地域づくり～地域循環共生圏構築の手引き～」を作成しており、地域の自主的な取組を促すという施策の方向性は、地域の特性に応じて二次自然を保全・維持管理するという目標から妥当なものと考えている。 今後は、手引きを普及するとともに、各地域の具体的な取組をサポートする体制を整える必要がある。引き続き、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成する必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 知床、白神山地、屋久島、小笠原諸島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められた。 新規登録を目指す国内候補地については、延期勧告を受けたものの、その後、勧告を踏まえ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出し、確実な登録に向け、適切に対応した。登録の可否が審議される予定であった令和2年の世界遺産委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期。 世界遺産の順応的管理、新規登録という目標に対する施策の方向性は妥当なものと考えており、引き続き取組を進めていく。</p> <p><自然再生> 新たな自然再生事業実施計画が策定され、地域の多様な主体による自然再生という目標への取組が進むなど、施策の方向性は妥当なものと考えており、自然再生協議会の設立数の増加に向け、更なる推進を図る必要がある。</p> <p><地域支援> 生物多様性保全推進支援事業による、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等への支援数は、着実に増加しており、先進的・効果的な取組を支援し、保全活動の推進に繋げるという目標に向け、施策の方向性は妥当であると考えている。一方で、地域連携保全活動計画の策定数は徐々に増加しているが、策定済み市町村はまだごく一部に限られており、一層の加速が求められる状況にある。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されており、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行うという目標を踏まえ、施策の方向性は妥当であると考えている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。 ・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度である沖合海底自然環境保全地域を指定した。一方、適切な保護管理を実施するため、精度の高い科学的情報の蓄積が求められていることから、同地域の継続的なモニタリングを行う必要がある。</p>
------	-------	---

評価結果	次期目標等への 反映の方向性	<p>【施策】</p> <p><里地里山> 引き続き、地域の特性に応じた二次自然等の保全・維持管理を進めるため、「森里川海からはじめる地域づくり～地域循環共生圏の手引き～」の普及を進めるとともに、地域循環共生圏づくりを総合的に支援するため、地域のニーズに応じた専門知識と経験を有する支援チームの派遣、事例の収集や発信、普及啓発などを行うプラットフォームの構築を進める。</p> <p><世界自然遺産> 引き続き、国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</p> <p><自然再生> 引き続き、地域の多様な主体による自然再生の取組への支援や取組促進のための普及啓発を実施し、自然環境の保全・再生の推進を図る。</p> <p><地域支援> 引き続き、生物多様性保全推進支援事業については、効果的な取組をより多くの地域で支援できるよう、一層の拡充を図る。 また、生物多様性保全推進支援事業のさらなる活用や、各自治体への適切な情報の発信等の働きかけを通じ、地域連携保全活動計画策定の促進を図る。</p> <p><国立・国定公園等> 引き続き、国立・国定公園について着実な見直しと適切な保護管理を進めるため、沖合自然環境保全地域の自然環境の情報を継続的に把握し、その情報を元にした適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進を図る。</p> <p>【測定指標】</p> <p><自然再生協議会の数> 自然再生については、生物多様性国家戦略2012-2020において「自然再生の着実な実施」と掲げている。また、令和元年12月に見直した自然再生基本方針等に基づき、引き続き、自然再生を進めるための技術的課題の解決への支援や普及啓発等により、新たな自然再生協議会の設立及び自然再生協議会による取組の推進を図る必要がある。</p> <p><当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率> 目標年度は毎年度としており、今後も計画どおり見直しを実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。</p> <p><三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)> 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)を測定目標として利用していく。</p>
	学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」 ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界遺産推薦書(日本政府) ・自然環境保全法の一部を改正する法律(平成31年法律第20号) 	

担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名	堀上勝(自然環境 計画課長) 熊倉基之(国立公 園課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------------------	--------	---------------------------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-24)

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止を図る。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復、野生鳥獣の適切な保護・管理、外来生物による在来生物や生態系への影響の防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	4,073	4,055	5,664	6,078
	補正予算(b)	1,100	400	2,400	-	
	繰越し等(c)	▲492	663	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	4,681	5,118	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	4,150	4,757	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	国内希少野生動植物種の新規指定数(平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	○
		-	119種	171種	207種	270種	309種	300種	
		年度ごとの目標値	120種	165種	210種	255種	300種		
	奄美大島におけるマンギースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R4年度	○
		-	0.009頭	0.003頭	0.0004頭	0頭	-	0頭	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭)(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	-
		推定の中央値 ニホンジカ285万頭、イノシシ105万頭 ※令和2年度に算出	ニホンジカ285万頭、イノシシ101万頭	ニホンジカ277万頭、イノシシ90万頭	ニホンジカ266万頭、イノシシ87万頭	ニホンジカ256万頭、イノシシ80万頭	集計中	平成23年度比で半減(ニホンジカ134万頭、イノシシ50万頭)	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

<絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存>

・国内希少野生動植物種について、令和2年度に新たに39種を追加指定した。
・レッドリストについては、2024年以降の第5次レッドリストに向けた作業に着手した。
・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和2年12月までに指定された国内希少野生動植物種395種のうち、67種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。
・例えば、トキの保護増殖事業では、野生下で9年連続ヒナの巣立ちが確認され、85羽のヒナが無事に巣立つなど、野生復帰の取組を着実に推進した。また、ライチョウの保護増殖事業では、ライチョウが絶滅したとされる中央アルプスでの個体群復活に向け、個体数の安定している乗鞍岳から3家族19羽を移植するなどの取組を進めた。

<野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化>

・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めているが、両種ともに生息頭数は平成26年度をピークに減少傾向にあると推定されている。

<遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止>

・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(令和2年度は22件承認)。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト(J-BCH)による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、令和2年度は、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知(平成31年2月8日付け)を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を開始した。
・外来生物法に基づき、特定外来生物(156種)の飼養等の規制を行っている。特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、令和2年度には合計53箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ており、特にマンガースについては奄美大島及び沖縄島北部地域において継続的な取組により生息密度低下とアマミノクロウサギ等の分布域拡大が確認できている。
・令和2年度には、ハヤトゲフシアリ等14種類を、特定外来生物に指定した。
・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和2年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港及び令和2年9月の名古屋港で多数の有翅女王アリが確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、全国9箇所ヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。
・改正外来生物法施行後5年が経過し、改正法の施行状況の評価及び外来種対策のあり方の検討を開始した。

評価結果

目標達成度の測定結果

(判断根拠)

<p>施策の分析</p>	<p><絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存> ・国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存という目標は着実に進展しており、施策の方向性は妥当と考えている。その上で、環境省レッドリストで絶滅危惧種と評価した種は3,772種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多く、国内希少野生動植物種の新規指定と連動して保護増殖事業計画の新規策定を進めている。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化について、鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあり、目標に向けた施策の方向性は妥当と考えているが、依然として生態系等への被害が継続しており、引き続き、捕獲強化による生息頭数の減少に努めていく必要がある。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・遺伝子組換え生物の使用については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で使用を認めることとされており、引き続き、同法に基づき的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。</p> <p>・侵略的な外来生物への対策は着実に進んでおり、施策の方向性は妥当と考えているが、外来生物法に基づく規制や特定外来生物の防除により、生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もある。また、近年は世界的な物流の増加により特に非意図的に侵入する外来生物による影響が増加していることから、外来種対策のあり方に係る検討結果を踏まえつつ、引き続き施策を継続することが必要である。</p>
<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p><絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・令和5年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・引き続き、遺伝子組換え生物による生態系への影響を防止するため、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い(平成31年2月8日付局長通知)については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。</p> <p>・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、引き続き、侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、今後より効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を進め、外来生物による被害の防止を推進していく。また、外来種対策のあり方に係る検討結果を踏まえ、制度や運用を改善して外来種対策を推進する。</p> <p>【測定指標】</p> <p><国内希少野生動植物種の新規指定数> ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p><奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝当たりの捕獲数)> ・目標達成に向けて、探索犬や毒餌など順次新たな防除手法を導入して順調に取組を進め、令和元年度時点で捕獲数0頭を実現した。最終的に根絶を確認する根絶確率計算手法の構築及び捕獲状況を踏まえた段階的な捕獲努力量の縮小について、引き続き捕獲数及びモニタリング結果等を踏まえて専門家による科学的な評価検討を進める。</p> <p><侵略的外来種の状況> ・侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位が付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効率的に対策を進めていく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。 ・外来生物法の施行状況の検討作業を、有識者検討会のもとで実施中である。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、従来の規制に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物についても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の鳥獣保護管理法基本指針改定に当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・平成29年度鳥獣関係統計</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中尾文子(野生生物課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	---------------------	-----------------	---------------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-25)

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少(減少傾向維持)、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	283	348	514	465
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	▲39	45	▲66	-
		合計(a+b+c)	244	393	448	-
執行額(百万円)	238	301	400	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少	基準値	実績値					目標値	達成
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	○
		92千頭	114千頭	101千頭	92千頭	86千頭	-	減少傾向維持	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分数を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。	基準値	実績値					目標値	達成
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	-
38千頭		56千頭	43千頭	38千頭	33千頭	-	20千頭		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 令和元年度の自治体における犬及び猫の引取り数は86千頭で、平成30年度より6千頭減少しており、減少傾向を維持した。また、殺処分数は33千頭で、平成30年度の38千頭から5千頭減少した。
	施策の分析	これまで、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針(以下、「基本指針」という。)」に基づき、平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭(平成16年度比75%減)とすることを目標として施策を評価してきたが、本目標については平成30年度に達成された。令和元年の動物愛護管理法改正を踏まえ、令和2年4月に改定された基本指針において、犬及び猫の引取り等に関する目標が見直され、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)を目指すこととなった。 不必要な殺処分を削減するためには、適正飼養推進にかかる普及啓発等による引取り数の減少、マイクロチップの装着等所有明示措置による返還率の向上、譲渡促進が重要である。相当程度進展が確認されているため、引き続き施策を継続することが重要である。また、改正動物愛護管理法の施行を踏まえた動物取扱業の基準の具体化に伴い、譲渡促進に資する取組を一層強化する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 次期目標設定の検討に当たっては、取組の進捗を踏まえ情報収集を行うこととする。 【測定指標】 ・自治体における犬及び猫の引取り数の減少 ・令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分数を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。 自治体による犬猫の引取り数は大きく減少し、旧目標が達成された一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷事故の発生、譲渡先における過密飼育等の問題が生じているとの指摘も踏まえ、動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分数を減らすこととし、指標を引取り数から殺処分数に変更した。併せて、殺処分の理由を把握するため区分を設け、調査を実施している。今後はこれらの状況を注視しつつ、次期目標について検討を進める。

学識経験を有する者の意見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局 動物愛護管理室	作成責任者名	長田啓(動物愛護管理室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	---------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-26)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することで、エコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,006	11,629	10,404	8,346
		補正予算(b)	9,713	7,715	9,152	-
		繰越し等(c)	▲5,414	▲858	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	13,305	18,486	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	11,867	13,718	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 観光ビジョン実現プログラム2019					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度
自然公園の年間利用者数の推移(暦年 千人)	年度	-	895,010	909,082	905,138	893,110	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	-
	達成							
エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準値	0	5(12)	0(12)	3(15)	2(17)	1(18)	(47)
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	達成							
国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	基準値	-	359,160	367,470	371,508	369,150	-	前年度比1%増
	年度ごとの目標値	/	365,236	362,752	371,145	375,223	372,842	/
	達成							×
温泉の自噴湧出量(L/分)	基準値	651,265	684,096	679,732	676,267	667,549	-	前年度の水準を維持
	年度ごとの目標値	/	686,000	684,000	679,000	676,000	667,000	/
	達成							△
国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	基準値	-	16	17	18	19	20	16
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	達成							○
国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	基準値	-	11	12	12	12	12	12
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	達成							-
国立公園訪日外国人利用者数	基準値	-	564万人	600万人	694万人	667万人	93万人	667万人
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	設定不能	/
	達成							-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、国立公園・国民公園の利用者数については、令和2年度は集計中であるが、令和元年度は前年度に比べやや減少したが、おおむね水準を維持している。エコツーリズム推進法に基づく全体構想については、令和2年度は新たに1件の認定を行った。また、訪日外国人国立公園利用者数については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け大幅に減少したが、段階的な回復期に向けて必要となる受入環境整備は着実に進んでいる。測定指標のうち、温泉の自噴湧出量については、令和2年度は集計中だが、令和元年度はおおむね前年度の水準を維持している。
	施策の分析	<安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成> ・自然公園等の利用者数の推移は、横ばいないし増加が見られており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け大幅に減少したものの、ワーケーション等の取組を含めて今後の回復を見込んでおり、目標に向けた施策の方向性は妥当である。一方で、ポスト・コロナを見据えて、今から準備を進めておく必要がある。 ・エコツーリズム推進全体構想の認定は、着実に認定数を積み上げるとともに、新たな認定に向けた調整も進んでおり、施策の方向性は妥当であると考えられる、今後更なる取組の推進が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 <安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成> ・ポスト2020国際枠組み等の構築を見据え、生物多様性の主流化に向け、自然とのふれあいが更に重要になると考えられることから、引き続き目標を推進する。 【測定指標】 <エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数> ・エコツーリズム推進全体構想について、令和10年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年2～3件認定することを次年度以降の目標とした。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名	熊倉基之(国立公園課長) 岡野隆宏(国立公園利用推進室長) 佐藤邦雄(自然環境整備課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-27)

施策名	目標5-6 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,410	1,300	657	414
	補正予算(b)	-	-	-	-	
	繰越し等(c)	▲ 237	234	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	1,174	1,534	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	991	1,444	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)					

測定指標	三陸復興国立公園(24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
		458	2,850	2,770	2,827	-	-	6,994	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H17-21年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
		2,975	1,383	1,430	1,466	-	-	2,975	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	
		-	213	227	50	15	13	-	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	イノシシの捕獲数を前年度実績値以上とする。	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	
		-	588	758	949	2,136	2,252	-	○
年度ごとの目標値		イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。					-	○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 目標値としている震災以前の利用者数まで届いていないが、震災直後と比較して一定程度利用者数は回復している。また、イノシシの捕獲数については、平成25年度より開始し以後毎年度、被害の低減を図るため安全かつ効率的な捕獲に努め、前年度の実績を上回っており、目標を達成している。
	施策の分析	・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧し、利用者数も増大しており、施策の方向性は妥当であると考えているが、更なる利用者数の増大に向け、三陸復興国立公園への編入地域やみちのく潮風トレイルについては、今後も整備が必要である。 ・なお、みちのく潮風トレイルは令和元年の全線開通に伴い踏破認定証の発行方法が変わったため、令和元年度以降はそれ以前よりも発行数が少なくなっている。 ・イノシシの捕獲数は、着実に増大しており、引き続き取組を進めていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・東日本大震災によって生じた自然環境への被害からの復旧・復興を進める上で、三陸復興国立公園の利用増大を目標とすることが引き続き必要である。 ・その上で、三陸復興国立公園への編入地域やみちのく潮風トレイルについては、一般会計の自然公園等事業により引き続き整備を実施する。 【測定指標】 ・みちのく潮風トレイルについては一般会計により普及啓発を強化する予定であり、利用拠点における利用者数増加を図る。 ・復興に向けてはイノシシの捕獲等を適切に進める必要があり、引き続きイノシシの捕獲数を指標とした上で、目標の達成を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 野生生物課 自然環境整備課	作成責任者名	熊倉基之(国立公園課長) 中尾文子(野生生物課長) 佐藤邦雄(自然環境整備課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------------------	--------	--	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-28)

施策名	目標5-7 国際観光資源の整備					
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により、国内外の旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上を図る。					
達成すべき目標	平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2020年国立公園訪日外国人利用者数1000万人の目標を達成し、「観光先進国」の実現に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	5,080	6,862	4,962
		補正予算(b)	-	0	0	-
		繰越し等(c)	-	▲2,731	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	-	2,349	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	-	1,682	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光ビジョン実現プログラム2019					

測定指標	国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R7年度	-
		490万人	564万人	600万人	694万人	667万人	93万人	667万人	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	設定不能	/	
	滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	○
		-	-	-	-	6拠点	14拠点	10拠点	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	5拠点	10拠点	/	
	利用施設の多言語化	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	○
		-	-	-	5施設	18施設	44施設	40施設	
	年度ごとの目標値	/	-	-	8施設	24施設	40施設	/	
	野生動物観光促進事業の実施者数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	×
		-	-	-	-	12者	8者	10者	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	10者	10者	/	
	一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	○
		-	-	-	-	2施設	3施設	3施設	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	1施設	3施設	/	
ビジターセンター等機能強化	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	×	
	-	-	-	-	33施設	49施設	60施設		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	32施設	60施設	/		
国立公園一括情報サイトの訪問回数等(接触媒体者数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	×	
	-	-	-	-	117万	19万	180万		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	180万	/		
国立公園におけるグランピング等推進事業にて開発したグランピング件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	○	
	-	-	-	-	-	11施設	8施設		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	8施設	/		
国立公園における地場産品等の提供促進事業にて開発した地場産品コンテンツ件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	×	
	-	-	-	-	-	6件	16件		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	16件	/		
国立公園にて実施されたナイトタイムコンテンツ件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	×	
	-	-	-	-	-	16件	20件		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	20件	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 目標であった国立公園訪日外国人利用者数について、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により外国人観光客の入国制限がなされたため、目標値を設定不能としており、評価を行うことができなくなった。 一方で、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数、国立公園におけるグランピング等推進事業にて開発したグランピング件数について、令和2年度実績値は、目標値を超えるペースで増加しており、受入環境整備が進展している。その他の取組についても目標値達成まで到達していないが、着実に実績が出ており、受入環境整備に貢献している。
	施策の分析	目標であった国立公園訪日外国人利用者数について、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により外国人観光客の入国制限が強化され、日本全体で対2019年度比99%減少するなど想定できない事態が生じた。同様に、海外からの誘客が困難な状況となったため、国立公園一括情報サイトへの積極的なプロモーションを中止(今年度繰越)したため、実績値が低くなった。 野生動物観光やグランピング等のコンテンツ造成、多言語化や利用拠点の上質化、ビジターセンターの機能強化などは、我が国ならではの特徴を有する国立公園や野生動物の魅力を感じて質の高いツーリズムを提供するにあたって必要な受入環境を整備するものであり、「観光先進国」の実現に必要なものであることから、引き続き実施し、回復期に向けた取組を進める必要がある。さらに、今後の回復に向けて、国立公園一括情報サイト等を通じた国立公園の魅力の情報発信により、状況を踏まえながら誘客を行っていくことが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 新型コロナウイルスの影響により、国内外の利用者数が大幅に減少し、観光事業者に大きな打撃が生じている。国立公園の関係事業者の事業継続と雇用維持を支援し、これまでインバウンド中心だった国立公園満喫プロジェクトについて、国内利用を重視した展開をはかる。なお、2021年以降の訪日外国人利用者数の目標設定については、2025年までに訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることとし、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標と「観光先進国」の実現に貢献することとする。 <野生動物観光、グランピング、地場産品コンテンツ、ナイトタイムコンテンツ> これらのテーマを含む滞在型観光コンテンツの創出に向けて、地域一帯となった効果的なコンテンツ提供の検討や体制整備を進めるため、地域のストーリー等を踏まえた統一的なブランディングに係る計画策定や体験フィールドの環境整備、人材育成等の取組について、地方公共団体等への支援を含め、取組を推進する。 <滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化> これらの施設整備等には期間を要するものもあり、引き続き着実に取組を推進する。 <国立公園一括情報サイト> 外国人観光客の入国制限が緩和した際、日本の国立公園に来訪いただけるよう、これまでのデジタルマーケティングや新型コロナウイルスの状況等踏まえながら、国立公園情報一括サイトを中心とした戦略的なプロモーションを実施する。 【測定指標】 <国立公園訪日外国人利用者数> 今年度の外国人観光客の入国については現時点で見通せないが、状況が整い次第、段階的な回復を目指す。 <国立公園区域内日本人のべ宿泊者数> マイクロツーリズムや観光旅行以外の利用の展開を進め、国内利用者の滞在時間増加を目指す。 <滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、ビジターセンター等機能強化、国立公園一括情報サイトの訪問回数等> R2年度までの取組状況を踏まえ、R3年度もR2までと同程度の目標を設定して取組を進める。 <グランピング、地場産品、ナイトタイムコンテンツ> R3年度から滞在型観光コンテンツ創出事業を実施するためR2年度で目標を廃止する。R3年度も引き続き観光コンテンツ創出の取組を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国立公園訪日外国人利用者数推計値
---------------------------	------------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 野生生物課	作成責任者名	熊倉基之(国立公園課長) 岡野隆宏(国立公園利用推進室長) 佐藤邦雄(自然環境整備課長) 中尾文子(野生生物課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	--------	--	----------	--------